

令和7年度 市民税・県民税 申告の手引き

◎市民税・県民税の申告が必要な人

令和7年1月1日現在、境港市に住所があり、次に該当する人です。

1. 令和6年中に給与、公的年金以外の所得があった人
(営業等、農業、不動産、配当などの所得、個人年金などの雑所得があった人)
2. 「源泉徴収票」に記載されている控除以外の控除を受けようとする人
(「雑損控除」、「医療費控除」など)
3. 令和6年中の収入はなかったが、国民健康保険税の軽減判定や、所得証明書等の発行のために申告が必要な人
(申告をしてないと国民健康保険税などの正しい判定ができませんので、申告をお願いします。)

◎市民税・県民税の申告が必要のない人

1. 所得税の確定申告をされた人
2. 給与収入のみで、年末調整をされている人
3. 収入が公的年金のみの人

【申告に必要なもの】

- マイナンバーカードまたは通知カード及び本人確認書類
- 代理人の本人確認書類 (代理人が申告する場合)
- 給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票
- その他所得資料 (支払調書や帳簿など)
- 生命保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税 (料)、後期高齢者医療保険料、小規模企業共済等掛金などの領収書、明細書、控除証明書など
- 雑損控除、医療費控除、寄附金税額控除がある場合はその領収書、証明書、医療費控除の明細書、医療費通知など
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- 障害者控除がある場合は対象者の障害者手帳や障害者控除対象者認定書
- その他申告に必要なもの (昨年の申告書控えなど)

■…共通して必要なもの …該当がある場合に必要なもの

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

◇問い合わせ先◇

境港市役所 税務課 市民税係 (0859) 47-1017

収入(所得)について

種 類	内容・所得の計算方法	申告書 記入欄	
		収入 金額	所得 金額
営業等	商・工業や漁業、自由職業などの自営業から生ずる収入 所得の計算：収支内訳書にて算出された金額（収入金額－必要経費）	1のア	2の1
農 業	農業から生ずる収入 所得の計算：収支内訳書にて算出された金額（収入金額－必要経費）	1のイ	2の2
不動産	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる収入 所得の計算：収支内訳書にて算出された金額（収入金額－必要経費）	1のウ	2の3
利 子	国外で支払われる預金等の利子などの収入	1のエ	2の4
配 当	法人から受ける剰余金の配当、投資信託(公社債及び公募公社債等運用投資信託を除く)の収益の分配などの収入	1のオ	2の5
給 与	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの収入 所得の計算は5ページの表①参照	1のカ	2の6
雑	公的年金等 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの収入 所得の計算は5ページの表②参照	1のキ	2の7
	業 務 ※1 原稿料や講演料、自宅に設置した太陽光発電設備による売電収入など副業に係る収入のうち営利目的とした継続的なもの 所得の計算：収入金額－必要経費	1のク	2の8
	そ の 他 生命保険の年金、国税及び地方税の還付加算金など「公的年金等」「業務」以外の収入 所得の計算：収入金額－必要経費	1のケ	2の9
総合譲渡	短期 ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる収入のうち保有期間5年以下のもの 所得の計算：収入金額(譲渡価額)－取得費等－特別控除額(最高50万円)	1のコ	2の11
	長期 同上の収入のうち保有期間5年超のもの 所得の計算：収入金額(譲渡価額)－取得費等－特別控除額(最高50万円)	1のサ	
一 時	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの収入 所得の計算： (収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額(最高50万円))÷2	1のシ	

※1 申告書記入欄1のクに該当する金額により令和7年度の市民税・県民税の申告が次のように変わります。

(300万円以下)

従来通りの「発生主義」による計算方法の他に「現金主義」による計算が認められます。

(300万円超)

「現金預金取引等関係書類」を翌年から5年間保存することが義務となります。

(1,000万円超)

「現金預金取引等関係書類」を翌年から5年間保存する義務に加え、収支内訳書の添付が必要です。

所得から差し引かれる金額(所得控除)について

種類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書記入欄
社会保険料控除	健康保険、介護保険、厚生年金保険、国民年金保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険など、あなたが令和6年中に支払った社会保険料がある場合	支払った金額	13
小規模企業共済等掛金控除	あなたが令和6年中に支払った小規模企業共済法に規定される第1種共済契約の掛金、確定拠出年金に規定する企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金がある場合	支払った金額	14
生命保険料控除	令和6年中に生命保険や生命共済などについて、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く)がある場合	控除額の計算は6ページの表⑥を参照してください。	15
地震保険料控除	令和6年中にあなたやあなたと生計を一にする親族が所有する家屋(常時その居住の用に供するもの)、または家財等生活資産などの地震保険契約に関する保険料のうち、あなたが支払った金額がある場合	控除額の計算は6ページの表⑦を参照してください。	16
寡婦控除	次の①か②のどちらかに該当する場合 ①夫と死別した後婚姻していない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、合計所得金額が500万円以下である。 ②夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次の(ア)(イ)(ウ)の全てに該当するもの (ア)扶養親族を有している (イ)合計所得金額が500万円以下 (ウ)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ※ひとり親控除との併用はできません	26万円	17
ひとり親控除	(ア)(イ)(ウ)の全てに該当する場合 (ア)総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる (イ)合計所得金額が500万円以下 (ウ)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない ※寡婦控除との併用はできません	30万円	18
勤労学生控除	あなたが学生、生徒で給与所得などの勤労による所得があり、令和6年中の合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円	19

種類	内容または記入上の注意	控除される額	申告書記入欄															
障害者控除	<p>あなたや、あなたの同一生計配偶者及び扶養親族で心身に障害のある人がいる場合。 以下の手帳を受けている人などが該当します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>身体</th> <th>療育</th> <th>精神</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害</td> <td>1・2級</td> <td>A</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>普通障害</td> <td>3～6級</td> <td>B</td> <td>2～3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>1</p>	区分	身体	療育	精神	特別障害	1・2級	A	1級	普通障害	3～6級	B	2～3級	<p>同居特別障害…53万円 特別障害者…30万円 障害者…26万円</p>	20			
区分	身体	療育	精神															
特別障害	1・2級	A	1級															
普通障害	3～6級	B	2～3級															
配偶者控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者で令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ※申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はありませんが、「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれます。</p>	控除額は6ページの表④を参照してください。	21															
配偶者特別控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合	控除額は6ページの表⑤を参照してください。	22															
扶養控除	<p>あなたと生計を一にする配偶者以外の親族で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人を扶養している場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般扶養親族</td> <td>平成21年1月1日以前に生まれた人(年齢が16歳以上の人)</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">老人扶養親族</td> <td rowspan="2">昭和30年1月1日以前に生まれた人</td> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等以外</td> <td>38万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、扶養親族等の人数には含まれます。</p>	種類		控除額	一般扶養親族	平成21年1月1日以前に生まれた人(年齢が16歳以上の人)	33万円	特定扶養親族	平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人	45万円	老人扶養親族	昭和30年1月1日以前に生まれた人	同居老親等	45万円	同居老親等以外	38万円		23
種類		控除額																
一般扶養親族	平成21年1月1日以前に生まれた人(年齢が16歳以上の人)	33万円																
特定扶養親族	平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた人	45万円																
老人扶養親族	昭和30年1月1日以前に生まれた人	同居老親等	45万円															
		同居老親等以外	38万円															
基礎控除	あなたの合計所得金額に応じて控除額が異なります。	控除額は5ページの表③を参照してください。	24															
雑損控除	あなたや、あなたと生計を一にする親族で令和6年中の総所得金額等の合計額が48万円以下の人が、災害・盗難及び横領により、住宅や家財に損害を受けた場合	<p>(ア)と(イ)のいずれか多い方の金額 (ア)損失額－保険等により補てんされる金額－総所得金額等の合計額×1/10 (イ)災害関連支出の金額－5万円</p>	26															
医療費控除	<p>あなたが令和6年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合 ※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合、医療費控除欄の区分に「1」と記入してください。</p>	<p>支払った医療費－保険等により補てんされる金額－10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額(限度額200万円) セルフメディケーション税制の適用を選択する場合、特定一般用医薬品等購入費－保険等により補てんされる金額－1万2千円(限度額8万8千円)</p>	27															

(表①) 給与所得金額算出表

給与収入金額	給与所得金額
0 ～ 550,999	0
551,000 ～ 1,618,999	給与収入金額 - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000 ～ 1,799,999	$A \times 2.4 + 100,000$
1,800,000 ～ 3,599,999	$A \times 2.8 - 80,000$
3,600,000 ～ 6,599,999	$A \times 3.2 - 440,000$
6,600,000 ～ 8,499,999	給与収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$
8,500,000～	給与収入金額 -1,950,000

表中のAは給与収入金額を4で割って千円未満を切り捨てた金額。

※1…1,000万円超の場合は1,000万円で計算

※2…10万円超の場合は10万円で計算

所得金額調整控除
次の1または2に該当する場合、表①で求めた給与所得金額から所得金額調整控除を差し引きます。
1. 給与収入金額が850万円を超え、次の(ア)か(イ)か(ウ)のいずれかに該当
(ア)あなたが特別障害者に該当
(イ)22歳以下の扶養親族を有する
(ウ)特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
所得金額調整控除= $(\text{給与収入金額}(\text{※1}) - 850,000) \times 0.1$
2. 表②で求めた公的年金等雑所得があり、表①の金額との合計が10万円を超えている
所得金額調整控除= $\text{給与所得金額}(\text{※2}) + \text{公的年金等雑所得}(\text{※2}) - 10,000$
なお、1と2の両方に該当する場合、1の控除後に2を控除する

(表②) 公的年金等に係る雑所得金額算出表

年齢	B 公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
S35.1.2以後 生まれ (65歳未満)	～ 1,299,999	$B - 600,000$ (赤字は0)	$B - 500,000$ (赤字は0)	$B - 400,000$ (赤字は0)
	1,300,000 ～ 4,099,999	$B \times 0.75 - 275,000$	$B \times 0.75 - 175,000$	$B \times 0.75 - 75,000$
	4,100,000 ～ 7,699,999	$B \times 0.85 - 685,000$	$B \times 0.85 - 585,000$	$B \times 0.85 - 485,000$
	7,700,000 ～ 9,999,999	$B \times 0.95 - 1,455,000$	$B \times 0.95 - 1,355,000$	$B \times 0.95 - 1,255,000$
S35.1.1以前 生まれ (65歳以上)	10,000,000 ～	$B - 1,955,000$	$B - 1,855,000$	$B - 1,755,000$
	～ 3,299,999	$B - 1,100,000$ (赤字は0)	$B - 1,000,000$ (赤字は0)	$B - 900,000$ (赤字は0)
	3,300,000 ～ 4,099,999	$B \times 0.75 - 275,000$	$B \times 0.75 - 175,000$	$B \times 0.75 - 75,000$
	4,100,000 ～ 7,699,999	$B \times 0.85 - 685,000$	$B \times 0.85 - 585,000$	$B \times 0.85 - 485,000$
(65歳以上)	7,700,000 ～ 9,999,999	$B \times 0.95 - 1,455,000$	$B \times 0.95 - 1,355,000$	$B \times 0.95 - 1,255,000$
	10,000,000 ～	$B - 1,955,000$	$B - 1,855,000$	$B - 1,755,000$

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て。

(表③) 基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000
2,400万円超 2,450万円以下	290,000
2,450万円超 2,500万円以下	150,000
2,500万円超	なし

(表④) 配偶者控除早見表

納税義務者の 合計所得金額	配偶者控除額	
	一般	老人 (70歳以上)
900万円以下	330,000	380,000
900万円超 950万円以下	220,000	260,000
950万円超 1,000万円以下	110,000	130,000
1,000万円超	適用されません(※)	

※「同一生計配偶者」として扶養親族等の人数には含まれません。

(表⑤) 配偶者特別控除早見表

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円越 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
480,001 ~ 1,000,000	330,000	220,000	110,000
1,000,001 ~ 1,050,000	310,000	210,000	110,000
1,050,001 ~ 1,100,000	260,000	180,000	90,000
1,100,001 ~ 1,150,000	210,000	140,000	70,000
1,150,001 ~ 1,200,000	160,000	110,000	60,000
1,200,001 ~ 1,250,000	110,000	80,000	40,000
1,250,001 ~ 1,300,000	60,000	40,000	20,000
1,300,001 ~ 1,330,000	30,000	20,000	10,000
1,330,001 ~	適用されません		

(表⑥) 生命保険料控除額

I表 新制度用 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料)		II表 旧制度用 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約に基づく保険料)	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
~ 12,000	支払保険料の金額	~ 15,000	支払保険料の金額
12,001 ~ 32,000	支払保険料 × 1/2 + 6,000	15,001 ~ 40,000	支払保険料 × 1/2 + 7,500
32,001 ~ 56,000	支払保険料 × 1/4 + 14,000	40,001 ~ 70,000	支払保険料 × 1/4 + 17,500
56,001 ~	一律 28,000	70,001 ~	一律 35,000

I表、II表でそれぞれの控除額を計算した結果、下記の保険料区分ごとにA、B、Cのいずれか大きい控除額を選択し合計します。

(控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。)

保険料の区分	A 新制度のみ	B 旧制度のみ	C 新旧双方適用する場合
一般の生命保険料	I表の控除額(上限2.8万円)	II表の控除額(上限3.5万円)	I表とII表の控除合計(上限2.8万円)
介護医療保険料	I表の控除額(上限2.8万円)		
個人年金保険料	I表の控除額(上限2.8万円)	II表の控除額(上限3.5万円)	I表とII表の控除合計(上限2.8万円)
生命保険料控除額	各区分の控除額の合計(上限7万円)		

(表⑦) 地震保険料控除額

区分	支払保険料	控除額
地震	~ 50,000	支払保険料 × 1/2
	50,001 ~	一律 25,000
旧長期 損害	~ 5,000	支払保険料の金額
	5,001 ~ 15,000	支払保険料 × 1/2 + 2,500
	15,001 ~	一律 10,000
地震保険料 控除額	各区分の控除額の合計(上限25,000円)	

※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

※「旧長期損害保険料」とは、平成18年12月31日以前に契約した損害保険で保険期間や共済期間が10年以上であって満期返戻金があるものをいいます。

※一つの契約が、地震保険と旧長期損害保険の両方に該当する場合、どちらか一方の控除しか選択できません。また、複数の契約がある場合、控除額が有利な組合せを選択できます。